

改正案	現行
<p>（国際観光文化都市の整備に関する事業計画）</p> <p>第三条 国際観光文化都市の長は、第一条の目的に照らし、かつ、流動人口の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道路及びその他政令で定める施設の整備に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出することができる。</p> <p>2 事業計画には、前項の施設の整備に関する事業の概要、経費の概算その他国際観光文化都市の長が必要と認める事項について定めるものとする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（国際観光文化都市の整備に関する事業計画）</p> <p>第三条 国際観光文化都市の長は、第一条の目的に照らし、かつ、流動人口の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道路及びその他政令で定める施設の整備に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 事業計画には、前項の施設の整備に関する事業の概要及び経費の概算並びに流動人口の状況について定めるものとする。</p> <p>3 事業計画は、二年ごとに、事業の進行状況等の調査の結果に基づき必要な改定を行うものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>